

# 宮城県バス事業振興補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、地域交通における営業用バスの輸送力の確保、輸送サービスの改善及び充実並びに安全運行の確保に資するため、予算の範囲内において、宮城県バス事業振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第1の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業用バス 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。
- (2) 営業用トラック 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。
- (3) 自家用バス 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用バス以外のものをいう。
- (4) 自家用トラック 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用トラック以外のものをいう。
- (5) 営業用バス等 営業用バス、営業用トラック、自家用バス及び自家用トラックをいう。
- (6) 交付年度 県が補助金を交付する年度をいう。

## (交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を経営する者）によって構成される県を単位とする公益社団法人
- (2) バス事業を営む地方公共団体

## (交付対象事業)

第3 補助金の交付対象事業は、交付対象事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 旅客の輸送の安全の確保に関する事業
- (2) サービスの改善及び向上に関する事業
- (3) 公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業
- (4) バス事業の適正化に関する事業
- (5) バス事業者の共同利用に供する施設の設置または運営に関する事業
- (6) バス事業者の経営の安定化に寄与する事業のための基金及び将来の施設整備事業等に充てるための基金の造成
- (7) 第2の第1号に掲げる交付対象者を社員とする全国を単位とする公益社団法人（以下「中央団体」という。）が行う前各号に掲げる事業に要する資金の出えん（第2の第1号に掲げる交付対象者が交付を受ける補助金の20%に相当する額以内）

## (基金の処分)

第4 交付対象者が第3の第1号から第5号までに掲げる事業資金に充てる時は、あらかじめ知事の承認を得て基金を処分することができる。

- 2 基金の運用から生ずる収益は、補助金に係る会計に計上して第3の第1号から第5号までに掲げる事業及び運営経費に充てることのできるものとする。

(補助金の額の算定基準)

第5 補助金の額の算定基準は、別記によるものとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は8月25日とする。

第7 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の施工に合っては実施設計書(位置図、平面図、縦横断面図、構造図及び工事箇所現況写真を添付したもの)
- (4) 出捐にあつては中央団体からの出捐申請書等の写し

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、第3の第1号から第5号までに掲げる事業であつて1事業(工事の施行については工事ごと)の事業費の10%以内で、かつ、50万円を超えない金額の変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金に係る会計は、他の会計と区分して経理するものとし、その収支の事実を常に明確にしておかなければならない。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別紙様式第4号によるものとする。

第10 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 工事の施行にあつては工事完成写真

(補助金の交付方法及び時期)

第11 補助金は、規則第15条ただし書の規定により当該年度の9月および3月において、それぞれ補助金交付決定額の2分の1の額を概算交付することができる。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 建物付属設備(停留所上屋等)
- (2) 器具及び備品(案内板等)

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、次のとおりとする。

- (1) 建物付属設備(停留所上屋等) 8年
- (2) 器具及び備品(案内板等) 5年

(書類の提出部数)

第14 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年7月30日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月11日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、昭和60年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、昭和63年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年8月22日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、平成3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行し、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月15日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、平成23年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度における補助金についての別記の適用については、「総務大臣が定める」とあるのは、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省・国土交通省令第1号）附則別表に掲げる」とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、この要綱による改正後の宮城県バス事業振興補助金交付要綱の規定は、令和8年度予算に係る補助金から適用する。ただし、改正後の別記の規定は、令和9年度予算に係る補助金から適用する。

別記

補助金の額の算定基準

- 1 補助金の額は、次の算式によって算定した額とし、その額に10万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

- A：当該年度の補助金交付決定時における軽油引取税の現計予算額  
B：交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として国土交通大臣が定めるもの  
C：交付対象者の交付割合  
D：平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値として国土交通大臣が定めるもの

- 2 登録台数（道路運送法（昭和26年法律第185号）第2章の規定により自動車の登録を受けた台数。以下同じ。）は、軽油を使用する自動車の補助金算定年度の前年度の9月末現在における登録台数とし、交付対象者が要綱第2の第1号に掲げる者である場合におけるeの登録台数の数値は、当該交付対象者の交付申請時における会員（地方公共団体である会員を除く。）が保有する営業用バスの登録台数を合計した数値とする。

- 3 標準軽油使用量は、営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定める数値とする。

- 4 交付対象者の交付割合は、次の算式により算定する。

$$e \div (a + b + c + d)$$

- a：営業用バスの標準軽油使用量×営業用バスの登録台数  
b：営業用トラックの標準軽油使用量×営業用トラックの登録台数  
c：自家用バスの標準軽油使用量×自家用バスの登録台数  
d：自家用トラックの標準軽油使用量×自家用トラックの登録台数  
e：営業用バスの標準軽油使用量×交付対象者に係る営業用バスの登録台数

様式第1号

年度宮城県バス事業振興補助金交付申請書

文書記号

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年度において宮城県バス事業振興補助事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、年度宮城県バス事業振興補助金○○○円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の目的及び内容

○ 添付書類

- (1) 事業計画書（基金による事業計画を含む。）
  - (2) 収支予算書
  - (3) 工事の施行にあつては実施設計書
  - (4) 出捐にあつては中央団体からの出捐申請書の写し
  - (5) 交付対象者に係る営業用バスの登録台数
  - (6) 補助金交付申請時における会員名簿、定款及び登記簿謄本
- (注) (4)及び(6)にあつては要綱第2の第1号に掲げる交付対象者に限る。

■ 経 理 責 任 者 : 部 署 ・ 役 職 ( ) 氏 名 ( ) 連 絡 先 ( )

■ 担 当 者 : 部 署 ・ 役 職 ( ) 氏 名 ( ) 連 絡 先 ( )

様式第2号

年度宮城県バス事業振興補助事業計画変更承認申請書

文書記号

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（地交）指令第 号で 年度宮城県バス事業振興補助金の交付決定の通知のあった 年度宮城県バス事業振興補助金について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

○ 添付書類

- (1) 変更しようとする事業計画書及び収支予算書
- (2) 工事の施行にあつては新旧対比できる実施設計書

■ 経理責任者：部署・役職（ ） 氏名（ ） 連絡先（ ）

■ 担当者：部署・役職（ ） 氏名（ ） 連絡先（ ）

様式第3号

年度宮城県バス事業振興補助事業中止（廃止）承認申請書

文書記号

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（地交）指令第 号で 年度宮城県バス事業振興補助金の交付決定の通知のあった 年度宮城県バス事業振興補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）する事業
- 3 中止の期間

■経理責任者：部署・役職（ ） 氏名（ ） 連絡先（ ）

■担当者：部署・役職（ ） 氏名（ ） 連絡先（ ）

様式第4号

年度宮城県バス事業振興補助事業実績報告書

文書記号

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（地交）指令第 号で 年度宮城県バス事業振興補助金の交付決定の通知のあった 年度宮城県バス事業振興補助事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金精算額

○ 添付書類

(1) 事業成績書

(2) 収支精算書

(3) 工事の施行にあつては工事完成写真

(注) 補助事業の完了もしくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで提出すること。

■経理責任者:部署・役職( ) 氏名( ) 連絡先( )

■担当者:部署・役職( ) 氏名( ) 連絡先( )